

## 栃木県立美術館評価システム運営要領

### (趣旨)

第1 この要領は、博物館法第8条に基づき文部科学大臣が定めた「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」に則り、同法第9条に基づく評価等を含む栃木県立美術館（以下「当館」という。）の評価システムの構築及び運営に必要な事項を定める。

### (目的)

第2 本評価システムは、当館がこれまで培ってきた伝統を損なわぬよう適切な運営を維持しながら、社会環境や県民ニーズの変化等にも的確かつ柔軟に対応し、将来にわたり本県美術文化の拠点施設として健全な発展を図ることを目的として構築し運営するものである。

### (システムの構成)

第3 本評価システムは、以下により構成する。

- (1) 運営方針
- (2) 中期計画及び年度計画の策定
- (3) 評価の実施
- (4) 必要な措置の検討、実施

### (運営方針)

第4 当館の運営方針は次のとおりとする。

- (1) 栃木県関係の美術資料、美術作家に関する研究調査、資料の収集保存、展示普及活動を運営の基本とする。
- (2) 内外の美術史及び美術状況に幅広く対応する。
- (3) 県民が利用しやすい美術館とするため、地域の美術文化の向上、並びに地域住民の美術に関する生涯学習等に役立つ事業を行う。
- (4) 学校教育との関連を重視する。
- (5) 常に美観を保ち、利用者の心が解放される憩いの場となるよう配慮する。
- (6) 栃木県立美術館友の会、関係諸機関との連絡協調を密にする。

### (中期計画及び年度計画)

第5 中期計画及び年度計画の策定については次のとおりとする。

- (1) 中期計画については、平成28年度を初年度とする5年間の計画とし、5年間における調査研究、収集保存、展示、普及教育等に関する事業の方向性を定めるとともに、評価項目及び評価方法を示すものとし、栃木県立美術館評議員会（以下「評議員会」という。）の意見を聴取したうえで、館長が策定し生活文化スポーツ部長に報告するものとする。変更する場合も同様とする。また、本計画は5年毎に改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動等があった場合は見直しを行うものとする。
- (2) 年度計画については、中期計画及び予算状況及び人員体制等を踏まえた具体的な事業実施計画として、前年度中に館長が策定し生活文化スポーツ部長に報告するものとする。

### (評価の実施)

第6 当館の評価については次のとおりとする。

- (1) 各事業年度の終了後、その事業内容に関する自己評価及び外部評価を行う。
- (2) 自己評価は、中期計画において定める評価項目及び評価方法に基づいて行う。
- (3) 自己評価は、総務課長及び学芸課長がそれぞれ評価したものを副館長がとりまとめ、最終的に館長が総括するものとする。
- (4) 外部評価は、自己評価が終了した後の最初に開催する評議員会において、館長等が自己評価の結果について説明し、各評議員の意見等を聴取する形で行うものとする。
- (5) 外部評価の結果については生活文化スポーツ部長に報告するとともに、公表するものとする。

### (必要な措置)

第7 外部評価終了後の最初の課長会議において、その評価結果を踏まえての改善が必要な措置等について検討を行い、生活文化スポーツ部長に報告のうえ対応を図ることとする。

### (評価の実施時期等)

第8 平成27年度事業の評価を試行的に実施するものとし、その結果を踏まえ本格実施の時期等を判断する。

### (その他)

第9 この要領に定めのない事項は、館長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成29年1月13日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成29年9月1日から適用する。

#### 附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。